

5.8. 全国社会福祉協議会社会福祉事業法
改正研究作業委員会

社会福祉協議会および共同募金
に関する意見 (44.3.26.)

〔社会福祉事業法改正研究作業委員会の構成は次のとおり。委員長 仲村優一（日本社会事業大学学監）、委員 重田信一（明治学院大学教授）・三浦文夫（社会保障研究所第三研究部長）、佐藤文男（東京都企画調整局参事）〕

ま え が き

- 1 本委員会は、社会福祉事業法の改正について研究することを目的として、昭和43年8月設置され、以後こんにちまで12回の委員会を開催し、わが国における社会福祉事業の現状と将来の方向について基本的な問題点の研究をすすめてきたが、最近社会福祉協議会および共同募金について各方面で論議がなされているので、この際本委員会としても、とりあえずこの問題について意見をまとめ、これを公表することにした。これについて関係者の率直な検討と批判を得たいと願うものである。
- 2 社会福祉協議会および共同募金の活動は、民間活動として任意に行なわれるべきであるという原則的な立場にたてば、これを法律で規定する必要はないという意見もあった。しかし、現代社会福祉事業の基盤である社会福祉への市民参加を促進するための重要な活動を助長することが現実の要求である以上、法に規定することの意味を積極的に認めるべきであるとの考えが確認され、以下の意見がまとめられた。
- 3 この意見は、社会福祉協議会および共同募金に関し、法律改正の方向と考え方を示したもので、法律の条文にあらわすべき文言について考えたものではない。従って、用語もごく一般的な意味で用いている。とくに「社会福祉事業」という用語は非常に幅広い意味で用いられていることに留意せられたい。

社会福祉協議会について

1 (社会福祉協議会の性格)

社会福祉協議会は、現代社会福祉事業の基本理念である社会福祉への市民参加の促進および地域社会の福祉向上（地域福祉計画の策定と実施促進等）という重要な活動を行なう独自の組織である。従って、社会福祉事業法のなかでは共同募金と章を分け、社会福祉協

議会についての独立した1章を共同募金の前に設けて規定する必要がある。

2 (設置単位)

社会福祉協議会は、市町村を単位として設置するよう設定すべきである。これは、住民生活の単位たるコミュニティとしても最も基本的なものが市町村であり、市町村単位の設置によって、社会福祉への市民参加という基本理念を具体化することができると考えられるからである。この場合の社会福祉協議会は、現行社会福祉法人とは別の特別の法人（消費生活協同組合法第4条に準じて規定する）とすることが望ましい。

なお、都道府県・全国段階においては、連合会を設立することができるものとする。

3 (構成)

市町村社会福祉協議会は、民間の自主的な組織であるという基本的立場にたって、その構成についても住民全体の原則を明らかにした規定をする必要がある。従って、都道府県社会福祉協議会の構成についての現行法第74条の規定（「……その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものでなければならない。」）は必要ない。

(参考) 昭和37年4月21日「社会福祉協議会基本要項」第5項

市町村社会福祉協議会は、地域の事情に応じて、それぞれの機能を効果的に推進するため、おおむねつぎのものをもって構成される。

- (1) 部落会、町内会等住民の自治組織
- (2) 機能別、階層別各種の住民組織
- (3) 民生委員・児童委員協議会
- (4) 医師・歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦等保健衛生関係者またはその団体
- (5) 社会福祉、保健衛生、更生保護関係の施設および団体
- (6) 社会福祉、保健衛生、社会教育等の関係行政機関の代表またはその地域担当者

4 (目的と事業)

市町村社会福祉協議会の目的、事業については、これを明確に規定し、その内容を明らかにする必要がある。

(例) 1. 目的

社会福祉協議会は、地域社会の福祉に欠ける状態の改善、生活の向上をはかるため、地域の問題を明らかにし、総合的企画をたて、その必要に応じて住民の協力促進、関係機

関・団体・施設の連絡調整および必要な施設や事業の開発・改善のための活動等を行なうことを主たる目的とする。

2. 事業

- (1) 地域内の社会福祉問題の調査，広報および対策の企画立案（地域福祉計画の策定）と，その実施促進。
- (2) 各種住民組織，関係機関団体および施設が行なう社会福祉に関する事業の連絡調整ならびに助成。
- (3) ボランティアの育成，訓練。
- (4) 各種の住民相談および福祉センター的施設の経営，その他地域社会の必要に応じて行なう事業（例えば，当面低所得階層援護のために無利子または低利で資金を融通する事業・在宅障害児（者）のための援護事業等が考えられる。）

5（研究課題）

以上の確認事項の他，都道府県および全国段階の社会福祉協議会が果すべき独自の機能ならびに社会福祉施設・団体の組織すなわち，いわゆる業種別組織の位置づけについては，それぞれ研究課題として残された。

共同募金について

1（共同募金の基本的性格）

- (1) 共同募金は，地域社会の福祉の向上をはかるための民間活動の財源を住民が自ら確保することを目的とする運動であって，その行為を通して住民が社会福祉活動へ主体的に参加することに意義がある。この点を積極的に規定する必要がある。
- (2) 共同募金は，地域住民の主体的な発意を基礎にして，任意に行なわれるという原則を明らかにする必要がある。これによって，共同募金を実際に行なうかどうかは市町村ごとに自主的にきめられることになり，結果的には共同募金を行なうところと行なわないところが生ずることになる。
- (3) 共同募金の配分は，地域社会の福祉向上のため，公的責任のおよばない，住民が最も必要と認める先駆的・開拓的社会福祉事業に充当されるべきものであり，このことが社会福祉事業に対する国・地方公共団体の責任を一層明らかにし，社会福祉全体の向上をうながすことになる。この趣旨を規定する必要がある。
- (4) 共同募金は，地域社会の福祉向上のため地域住民

自身によって行なわれるという原則を明らかにする必要がある。従って，市町村における共同募金は，受配者も地域住民として募金を行なう主体であるから現行法第73条第1項第3号に規定する「受配者は役員又は評議員に含めない……」という考え方は矛盾することになる。そこで，この規定は削除すること。

2（募金の単位）

共同募金の区域は，社会福祉への市民参加を促進する意味で，市町村を基本の単位とする必要がある。そうすることによって，住民参加がひろがり，活動の自主性がたかまり，また，募金活動の前提となる計画が地域の実情に応じて策定されるようになるなどの活動の健全な発展が促進される。

なお，都道府県・全国段階においては，連合会を設立することができるものとする。この連合会は，それぞれの区域において計画的な広域募金を実施することができるものとする。

3（募金の主体）

共同募金の実施主体は，共同募金会（前記の2市町村社協と同様の特別の法人とする）とする。但し，その地域に前記の2による社会福祉協議会がある場合には，その社会福祉協議会が共同募金を行なうことができるものとする。

4（配分の対象）

- (1) 配分は，地域住民が最も必要と認める事業に対して重点的になされるべきものであり，とくに地域社会の福祉向上を目的とする民間の先駆者・開拓的事业の財源として使用されなければならない。
- (2) 現行法第71条の「……社会福祉事業又は更生緊急保護法による更生保護事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）の過半数にその寄附金を配分すること……」という規定は，共同募金運動の自主性を規制することになるとともに民間社会福祉事業の先駆性・開拓性を発揮するうえでも問題があるので削除すること。

5（寄附金の損金算入扱いの期間）

寄附金の損金算入扱いの期間は，10月から12月までに限定せず，常時その扱いをするよう関係法を改正すること。

6（研究課題）

共同募金の名称については，新しい内容をあらわすために，新しい名称を用いた方がよいという意見もあり，研究課題として残された。